

医療費控除などで確定申告を予定されている方々へ

平成 19 年分の確定申告は、是非「e-Tax」をご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」より、電子申告用のデータの作成及び電子申告を簡単な操作で行うことができます。

更に、「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると、

最高 5,000 円の税額控除を受けることができます。

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の提出を省略できます。

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。

詳しくは、別紙リーフレットをご覧ください。

参考

提出の省略できる書類

医療費の領収書

社会保険料控除の証明書

小規模共済等掛金控除の証明書

生命保険料控除の証明書

地震保険料控除の証明書

給与所得・退職所得及び公的年金等の雑所得の源泉徴収票

特定口座年間取引報告書

西 税 務 署

e-Tax インターネット をご利用ください。


ご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。

「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

① HPからカンタン申告



② 最高5,000円の税額控除

五千円 

③ 添付書類が提出不要



④ 還付金がスピーディー



さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

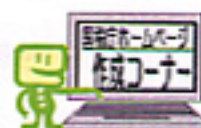
国税電子申告・納税システム

詳しくは、 で

www.e-tax.nta.go.jp

裏面もご覧ください。

e-Taxでの申告には、



確定申告書の作成から電子申告まで、簡単・便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください (<http://www.nta.go.jp>)。

e-Taxをご利用いただく前に

① 開始届出書の提出



電子申告・納税等開始届出書を e-Tax ホームページの「開始届出」メニューからオンラインで提出できます（書面による提出も可能です。）。

② 電子証明書の取得等



電子証明書付きの住民基本台帳カードを取得（費用がかかります）し、



ICカードリーダーを購入します。

③ e-Taxの初期登録



利用者識別番号等通知書が届きましたら、e-Tax ホームページの「初期登録」メニューから住民基本台帳カード内の電子証明書の登録などを行います。

さらに e-Tax を利用して所得税の申告をすると・・・

○ 最高5,000円の税額控除を受けることができます。

平成19年分又は平成20年分のいずれか1回、所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期間内^(注)に、e-Taxを利用して行う場合、所得税額から**5,000円**（その年分の所得税額を限度）の控除を受けることができます。

(注)平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は平成21年1月5日から3月16日

○ 医療費の領収書や源泉徴収票等の提出又は提示を省略できます。

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の書類は、e-Taxを利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その**書類の提出又は提示を省略**することができます（平成19年分以降に限ります）。

なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出又は提示を求めることがあります。

○ e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス

検索

<http://www.e-tax.nta.go.jp>